

鳥取県手話言語条例（仮称）案への意見募集結果の概要

1 パブリックコメント、県民参画電子アンケート

- (1) 意見募集期間 平成25年7月26日（金）から同年8月8日（木）まで
（県民参画電子アンケートは、平成25年7月26日（金）から同年8月5日（月）まで）
- (2) 受付意見数 285件（215人）
（うち県民参画電子アンケート分は200件（170人）、条例案説明会分は9件（7人））

2 鳥取県手話言語条例（仮称）案説明会

- (1) 日時 平成25年8月10日（土）午後1時から2時30分
- (2) 場所 新日本海新聞社中部本社ホール（倉吉市）
- (3) 参加人数 約60名（受付意見数は上記1（2）参照）

○ パブリックコメント、県民参画電子アンケートでの主な意見

意見	対応方針
普及啓発活動も重要という意見（49件）	
ろう者の理解、これなくして意義ある手話の普及にはならない。ろう者の歴史、ろう者にとっての手話の意味を知るところから始めるべき。	ろう者の理解、手話の理解・普及啓発は条例の柱と考えており、ご意見を踏まえて、これらに力を入れていきたいと考えます。
教育に関する取組も重要という意見（44件）	
すばらしい条例があることを初めて知りました。手話は必要な人のためだけでなく、小学校などからでも授業の一環として小さな時からふれあう機会があるといいと思います。	教育分野において、聞こえるお子さんが手話に親しみ、手話を学ぶための環境づくりは、最も重要な取組の一つと位置付けており、小中学校を所管する市町村とも協力しながら施策を推進していきます。
手話学習会等、実際に手話に触れ、学ぶ取組も重要という意見（78件）	
誰でもどこでもろう者、難聴者、聴者に関係なく手話が学べる環境をつくるべき。	職場単位での手話学習会、地域の手話サークルの活動費助成、県・市町村職員の手話講座受講奨励など、条例制定を契機に、手話を学び、身近に感じられる機会を増やしていきたいと考えます。
手話通訳者の確保・配置も重要という意見（18件）	
行政等の機関に身分保障された手話通訳者の設置を義務付けることが必要。職業として確立されてこそ大きな役割を果たせる。	手話通訳者の設置等については、手話通訳者の確保・養成等と併せて、今後検討したいと考えています。
防災対策も重要という意見（6件）	
地域ごとで地域の聴覚障がい者を把握して災害時に対応して欲しい。	防災対策に関しては、市町村やろう者の皆さんとも話しあいながら、対応を検討していきたいと考えています。
手話以外の意思疎通支援も重要という意見（19件）	
聴覚障がい者の中には中途失聴者もいる。要約筆記も重要。盲ろう者にも十分配慮を。	手話以外の意思疎通手段の重要性も認識しています。手話を使わない聴覚障がい者、聴覚障がい以外の障がい者の意思疎通支援も重要ですので、こうした取組も推進していきます。
条例制定は時期尚早という意見（4件）	
研究会において十分な議論もせずに拙速に条例を制定しようとすることに疑問を感じています。今後も研究会で更なる議論を行い、より良い手話条例を作ることを希望します。	4月から8月にかけて、研究会において幅広い分野にわたって濃密な議論ができたと考えています。ただ、最も重要なのは具体的な取組の推進ですので、手話関連施策に関しては、ろう者等の皆さんの意見を聴きながら、継続して見直しを行っていきたいと考えます。
条例制定の意義に関する意見（2件）	
「手話を言語と認める」ことが主目的の条例であれば必要ない。あいサポート運動のような具体的な活動をする人を増やすことの方が重要。	地域社会全体が手話を言語として認め、県、県民、事業者等が役割を担いながら、それぞれの立場で施策・取組を推進していく必要がありますので、条例は必要と考えます。こうした取組の中で、最も重要なものの一つがあいサポート運動ですので、こちらでも推進していきます。

○ パブリックコメント、県民参画電子アンケートでの主な意見

意見	対応方針
その他の意見（56件）	
手話はろう者だけでなく、言語障がい、高齢による失聴等の場合にも有効な意思疎通手段。学校でも学べるようにして欲しい。ろう者と関わり、手話に触れ、理解を広めて欲しい。	他の障がい者や高齢者へのコミュニケーションツールとしての手話の活用については今後可能性を検討していきたいと考えます。
手話サークルの存在は重要。条例中に規定を設けるべき。	手話サークルの重要性は認識していますので、ご意見を踏まえて条文案に盛り込みたいと考えます。
広く県民にろう者等の実情を理解してもらうことは非常に重要な取組。医療現場には、医療者側のろう者に対する認識の低さと手話通訳者とろう者の信頼関係（重篤な病態や精神疾患等は特定の信頼できる方）の問題がある。条例の検討に当たってはこの状況も踏まえて欲しい。	ご意見は、施策立案の参考とさせていただきます。

○ 鳥取県手話言語条例（仮称）案説明会での主な意見

意見	対応方針
人権学習でろうは扱われない。地域でどのように普及啓発していくのか。	あいサポート運動なども含めて、地域でのろう者や手話を理解するための取組も推進していきたいと考えています。
東部のろう者の防災学習会に参加したが、ろう者への災害時の支援はまだだと感じた。行政は横のつながりが不十分なので意識して欲しい。	防災対策に関しては、市町村やろう者の皆さんとも話しあいながら、防災部局ともよく連携をとって対応を検討していきたいと考えています。
また、第三者機関のチェック体制が重要。関係者でない方を委員にすべき。	第三者機関に関しては、全くろう者や手話と関係のない有識者がどの程度実質的なチェック機能を果たせるのかという課題もあります。委員の人選に当たっては、チェック機能が十分に果たせるよう、慎重に検討したいと考えます。
地域の手話サークルの活動は非常に重要。手話サークル向け補助金を復活させて欲しい。	地域の手話サークル活動の重要性は認識していますので、ご意見は施策立案の参考とさせていただきます。
会費を払って参加する鳥取市の小学校教員向けの研修会などでは手話通訳者の配置を申し出て予算がないと断られてしまう。県で財政的にフォローできないか。	どこまで県で手話通訳者の派遣経費を負担すべきかについて検討が必要と考えます。ご意見は施策立案の参考とさせていただきます。